

# FMCだより

平成17年夏にスタートしたクールビズ。すでに始まって10年が過ぎています。真夏にエアコンを28 にというのはなかなか厳しいところもありますが、地球温暖化対策のためにこれからも取り組んでいきたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



### 税理士法人FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL: 0282-27-8833 / FAX: 0282-27-8830



### 源泉所得税の納期の特例、 「常時」の考え方



7月は、源泉所得税の納期の特例による、半年に1度の源泉所得税の納付時期です。今回は、この特例についてお届けします。

### YDK









### 源泉所得税の納期の特例

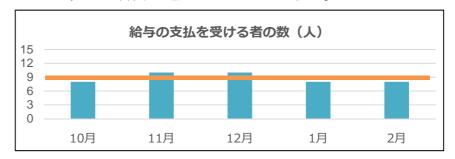
給与を支払う事業者は、原則としてその給与を支払う際に源泉徴収を行い、支払った月の翌月10日までに源泉徴収税額を納めなければなりません。しかし、その給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合には、申請書を提出することで、支払った月の翌月10日までではなく、それぞれ次の期間内の源泉徴収分について、それぞれ次の納付期限にまとめて納めることができる制度があります。この制度のことを「源泉所得税の納期の特例」といいます。

源泉徴収期間	納付期限
1月1日 ~ 6月30日	7月10日まで
7月1日 ~ 12月31日	翌年1月20日まで

この制度の対象となるのは従業員等への給与、退職手当の他、税理士や弁護士等に支払う報酬・料金に対して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税になります。そのため、たとえば株主へ配当を支払う際の源泉徴収は、この制度の対象になりません。

### 「常時10人未満」の考え方

たとえばこの制度を適用している事業者が、繁忙期の11月と12 月にアルバイト2名を雇ったことで、給与の支払を受ける者が11月 と12月に10人となった場合、11月と12月の給与支払に係る源泉徴 収について、この制度を適用できるでしょうか。



このケースであれば、11月と12月についても制度の適用を受けることができます。「常時」とは "平常の状態"をいい、臨時的な雇用による一時の増加は、適用に影響を及ぼしません(所基通216-1)。ただし、その後もアルバイト2名を雇い続けて給与を支払う場合には、臨時的な雇用が常態化していることになりますので、この制度を適用することはできません。



### マイナンバー制度 3つのポイントとマル扶の変更点



平成28年1月からのマイナンバー制度開始に先立ち、従業員へマイナンバー制度に関して研修等を行っていく予定です。その際、何から伝えるといいでしょうか。また、実際どういった書類に記載が必要となるのか、具体的に示せると理解が深まると考えています。たとえば、扶養控除等申告書(通称「マル扶」)についてマイナンバーの記載が必要になるとのことですが、具体的には誰のマイナンバーを記載することになるのでしょうか。



社会保障・税番号制度(以下、マイナンバー制度)については、住民登録された方一人につき一つ個人番号(以下、マイナンバー)が付与さ

れます。従業員の方へマイナンバー制度を伝える際、制度開始前の現状で伝えるべきポイントを今回は3つご紹介いたします。

### 現状伝えるべき3つのポイント 〇住民登録されている住所地へ届く

平成27年10月頃、住民登録されている市区 町村から登録住所宛にマイナンバーが記載さ れた『通知カード』が、簡易書留にて届く予 定です。

そのため、登録住所地に問題はないか確認 していただくことが必要でしょう。

### <u>○老若男女全てが対象</u>

マイナンバーの付与に年齢制限はありませ

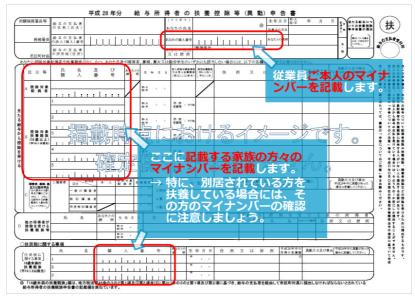
ん。住民登録されていれば、赤ちゃんでも付 与されます。家族全員の通知カードが届くこ とを認識してもらいましょう。

### 〇届いたら紛失しないように

社会保障や税の分野において、書類にマイナンバーを記載する必要が生じます。また、通知カード等マイナンバーが記載された書類の写しを提出する場合があることから、通知カードを紛失しないように、保管について指導をする必要があるでしょう。

平成27年5月現在公表されているマル扶の ひな型は、次のとおりです。このひな型は今 後変更が予定されていますが、誰のマイナン バーを記載することになるのか理解するには 問題ありません。ご確認ください。

### 【マル扶のひな型(平成27年5月現在)】





### 

## 6月から開始された 安全衛生優良企業 公表制度

厚生労働省は過重労働対策のひとつとして、従業員が安全・健康で働けるよう に企業への指導を行っていますが、今年6月から安全衛生優良企業公表制度が開 始されることとなりました。



### 安全衛生優良企業公表制度とは

今回始まった安全衛生優良企業公表制度とは、従業員の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を厚生労働省が認定し、公表するものです。この制度が作られた背景には、労働安全衛生対策を企業と従業員、そしてその家族も含めてより広く認知してもらい、そして積極的な取組を進める企業を応援していくことがあります。

### 安全衛生優良企業の認定基準

安全衛生優良企業として認定を受けるためには、過去3年間において労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルへルス対策、過重労働防止対策、安全管理などの分野で積極的な取組を行っていることが必要になります。認定は以下のステップで進められます。

#### [STEP1]

以下の必要項目をすべて満たしていること

- ①企業の状況として満たしていることが必要な項目
  - (一例)
  - ・現在、労働安全衛生法令の重大な違反 についての是正指導を受けたものにつ いて、改善がなされていない事実がな いこと
  - ・過去3年以内に法令違反による死亡災 害又は障害等級7級以上に相当する重 篤な労働災害を2件以上発生させてい ないこと

②企業の取組として満たしていることが必要な項目

(一例)

- ・各事業場 (10人以上の事業場) に健康 や安全に関する責任者を任命している こと
- ・企業のトップが従業員の健康や安全の 確保を重視する方針を明文化している こと

#### [STEP2]

評価項目すべてを満たした場合の合計点と 比べて、各取組・対策ごとにいずれも6割以 上、全体として8割以上を取得していること (一例)

- ・主要な事業場ごとに安全衛生に関して従業員が主体となって行う取組を支援しているか(○(1.5点))
- ・管理者も含む従業員に対し、メンタルへ ルスに関する情報提供、教育研修を行っ ているか(○(1点))

### 申請方法

申請するには、まず厚生労働省「安全衛生 優良企業公表制度」のページ

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\_top.html)で自社の安全衛生の取組レベルを自己診断します。自己診断の結果、安全衛生優良企業の基準を満たしていれば、各項目を満たしていることを示す書類を添付し、本社を管轄する都道府県労働局へ申請します。その後、都道府県労働局で書類審査とヒアリング調査が行われ、認定されると安全衛生優良企業認定通知書が交付されます。

認定のメリットとしては、厚生労働省のホームページで企業名が公表され、また安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所で企業をPRできるようになります。今回の制度をきっかけに、働きやすい職場づくりを進めていきたいものです。

### 経営情報

### 業種別 夏季賞与1人平均支給額

そろそろ夏季賞与の季節を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査(※)から、業種別に事業所規模5~29人と30~99人の事業所における平成26年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額などをご紹介します。



### 30~99人は25年より増加

主な業種別に夏季賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。全体平均(調査産業計)は、5~29人が

約25万円、30~99人が約33万円となりました。25年のデータと比較すると、5~29人は5000円程度の減少、30~99人規模は1万3000円程度の増加になりました。

平成26年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

T 190.2	20千未性:す		タチ貝サメ	こいロノル 倒 1日 「.	八十岁又们	识みし (1)		
産業	支給労働者1人平均支 給額		きまって支給する給 与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
<b>连</b> 未		円		ヶ月		%		%
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
調査産業計	253, 315	328, 797	0. 92	1. 07	67. 6	89. 6	64. 8	88. 5
建設業	291, 072	444, 580	0. 88	1. 16	67. 7	95. 7	63. 1	95. 0
総合工事業	256, 166	378, 917	0.85	1.03	70. 8	91.8	66. 0	90. 6
職別工事業	292, 576	249, 343	0.86	0. 75	55. 3	100.0	53. 3	100.0
設備工事業	341, 194	607, 677	0. 93	1. 55	76. 0	100.0	70. 3	100.0
製造業	238, 771	355, 892	0. 85	1. 08	62. 6	86. 3	59. 9	85. 3
消費関連製造業	184, 697	249, 413	0. 79	0.86	57. 6	80. 7	54. 9	80. 2
素材関連製造業	268, 412	393, 868	0. 87	1. 20	64. 7	90. 8	61. 9	89.0
機械関連製造業	259, 762	414, 319	0. 87	1.14	66. 4	87. 0	63. 3	86.0
食料品・たばこ	213, 349	210, 562	0. 90	0. 78	62.3	77. 9	59. 4	79. 2
繊維工業	124, 153	278, 766	0.63	0. 89	53. 9	76. 4	53.8	74. 0
木材・木製品	180, 493	291, 259	0.66	1.03	60. 1	98. 6	56. 9	96. 4
家具・装備品	142, 086	287, 640	0. 55	1.09	62.8	85. 7	51.6	89.3
パルプ・紙	200, 697	291, 046	0. 82	1.08	65. 6	96. 6	61. 7	95. 3
印刷・同関連業	196, 840	233, 100	0.80	0.80	49. 5	90. 4	45. 0	87.0
化学、石油・石炭	523, 007	617, 993	1. 36	1.60	77. 8	92. 3	76. 6	88. 2
プラスチック製品	206, 599	295, 906	0.80	0.98	61.3	95.0	56. 3	95. 6
ゴム製品	185, 496	291, 188	0.70	1.09	57. 0	85. 9	62. 6	85. 7
窯業・土石製品	233, 146	382, 098	0. 75	1.06	74. 0	93. 7	73. 1	93. 9
鉄鋼業	195, 748	389, 965	0.64	1. 07	72. 5	92. 3	70. 9	91. 3
非鉄金属製造業	326, 589	371, 394	1.01	1. 17	91.6	89. 2	84. 1	90.3
金属製品製造業	283, 705	426, 842	0. 93	1. 30	57. 1	82. 9	54. 9	80.0
はん用機械器具	361, 088	634, 260	0. 98	1.61	72. 1	100.0	77. 1	100.0
生産用機械器具	265, 787	393, 002	0. 91	1. 11	71.6	78. 2	66. 8	81.3
業務用機械器具	246, 423	370, 976		1. 17	70.0	91. 1	59. 1	88. 5
電子・デバイス	199, 633	407, 278	0. 71	1. 01	55. 9	84. 7	49. 3	83. 9
電気機械器具	252, 377	301, 941	0. 87	1.03	76. 2	88. 9	70. 9	85. 5
情報通信機械器具	298, 631	270, 798	1.00	0. 94	55. 8	79.8	54. 5	78. 8
輸送用機械器具	180, 085	443, 687	0. 70	1.14	53.8	89. 0	52. 1	88. 6
その他の製造業	175, 737	422, 571	0. 75	1. 21	53. 9	84. 1	56. 0	78. 9
電気・ガス・熱供給等	580, 086	556, 696	1. 58	1. 51	90. 8	93. 9	88. 7	95. 7
情報通信業	336, 043	570, 431	1.06	1. 37	63. 0	94. 7	61.5	92. 6
情報サービス業	330, 666	496, 314	1. 02	1. 31	54. 3	94. 3	53. 4	91.5
映像音声文字情報	343, 755	506, 960	1. 21	1. 27	73. 5	100. 0	68. 7	100.0
運輸業,郵便業	224, 678	271, 569	0. 82	0. 98	74. 4	88. 6	73. 5	86. 4
道路旅客運送業	93, 094	106, 924	0. 42	0. 48	59. 0	89. 8	51. 1	85. 7
道路貨物運送業	172, 020	215, 392	0. 65	0. 81	70. 7	83. 3	70. 9	80. 2
					<b>恒</b>	ᇰ「슈ㅁ뻐감	カス はままなら	ᄔᄔᄷᆏ

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成



### 経営情報

産業	支給労働者	·1人平均支額	きまって支給する給 与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
<b>产</b> 来		円		ヶ月		%		%
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業、小売業	269, 082	297, 790	0. 92	1.01	66. 9	90. 4	66. 6	90. 7
卸売業	421, 630	556, 345			78. 8	91.3	78. 7	91.3
繊維・衣服等卸売業	415, 058	110, 403	1. 02	0.60	55. 2	91.4	59. 7	83. 3
飲食料品卸売業	262, 123	387, 005	0.89	1. 21	76. 0	78. 4	75. 2	81.5
機械器具卸売業	453, 055	714, 466		1. 95	76. 4	96. 5	78. 6	94. 7
小売業	180, 606	143, 403	0. 75	0.70	61.5	89. 9	61.5	90. 4
各種商品小売業	33, 377	98, 684	0. 23	0. 56	68. 7	100.0	65. 7	100.0
織物等小売業	121, 451	170, 838		1. 13	70. 8	35. 9	68. 9	40.0
飲食料品小売業	73, 627	104, 147	0. 43	0. 62	31. 2	89. 2	31.9	88. 8
機械器具小売業	390, 886	405, 250		1. 21	89. 2	91.8	84. 6	91. 7
金融業,保険業	519, 313	551, 855	1. 60	1.57	93. 8	96. 7	91.0	95. 7
不動産業、物品賃貸業	408, 903	434, 885		1. 25	77.7	92. 2	75. 7	89. 9
不動産業	486, 797	501, 334	1. 50	1.40	75. 1	91.8	71. 6	87. 5
物品賃貸業	287, 311	344, 723	0. 93	1. 11	82. 0	92. 8	84. 2	92. 5
学術研究等	297, 884	539, 719	0. 93	1. 37	75. 2	84. 9	72. 0	82. 3
専門サービス業	295, 071	759, 136	1.00	1. 47	79. 2	81.9	82. 0	83. 3
広告業	303, 077	344, 097	0.80	0.89	57. 9	60. 4	49. 5	60.0
技術サービス業	297, 891	506, 781	0. 90	1. 41	74. 1	93. 4	64. 7	88. 9
飲食サービス業等	49, 788	56, 428	0. 37	0.36	46. 0	81.4	39. 1	78. 7
宿泊業	168, 672	93, 783	0. 71	0. 43	47. 0	72. 5	39. 4	69. 0
飲食店	36, 827	46, 105	0. 34	0. 33	45. 5	83. 0	39. 3	79.8
持ち帰り・配達飲食	49, 872	92, 696	0.36	0. 53	48. 5	81.8	37. 9	82. 0
生活関連サービス業等	139, 075	168, 318	0. 61	0. 71	54. 7	78. 5	46. 4	77. 4
娯楽業	140, 391	147, 969	0. 62	0.68	67. 5	84. 3	59. 9	84. 4
教育,学習支援業	377, 149	550, 864	1. 23	1.60	83. 7	96.0	78. 5	96. 0
学校教育	455, 522	571, 578	1.46	1. 64	95. 5	98. 3	94. 8	98. 7
他教育,学習支援	197, 380	386, 416	0. 91	1. 27	65. 1	81.0	63. 1	78. 9
複合サービス事業	401, 773	414, 110	1. 38	1. 38	99. 3	100.0	99. 3	100.0
その他のサービス業	258, 037	287, 324	1. 01	0. 96	73. 2	79. 6	70. 5	77. 9
廃棄物処理業	240, 670	326, 096	0. 85	1.01	76. 5	91. 2	73. 6	90.0
自動車整備等	323, 988	609, 187	1.04	1. 53	71. 0	100. 0	69. 3	100.0
職業紹介・派遣業	126, 740	146, 792	0. 68	0. 59	78. 5	67. 8	72. 7	60. 3
他の事業サービス	217, 474	233, 616	0. 95	0.87	68. 3	76. 9	64. 9	77. 0
					<b>同开兴禹</b> 4	ᄼᄕᇷᇊᄥ	と は 計 調 本 i	ᄔᄔᄷ

平成26年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

### 業種ごとの違いが明らかに

業種別にみると、5~29人では、電気・ガス・熱供給等、化学、石油・石炭製造業、金融業、保険業で50万円を超える額となりました。30~99人では、専門サービス業をはじめ16業種が50万円を超える金額になりました。その一方で、10万円未満の業種も散見さ

れ、業種ごとの違いが明らかになっています。また、きまって支給する給与に対する支給割合では、2ヶ月分を支給する業種はみられませんでした。

26年に続き、27年も賃上げを実施する企業が増えているという報道がありますが、今年の夏季賞与には賃上げの結果がどの程度反映されるでしょうか。

#### (※) 每月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所(経済センサス基礎調査)から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数(当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む)の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html



### IT情報

## 地域別 スマホ・携帯電話 使用料の実態

総務省の調査によると、平成25年末時点で携帯電話の世帯普及率は94.8%でした。スマートフォン(以下、スマホ)に限ってみると、24年末の世帯普及率は49.5%、25年末では62.6%に達し、急速に普及していることがわかります。ここでは、スマホや携帯電話の使用料金に関するデータをご紹介します。

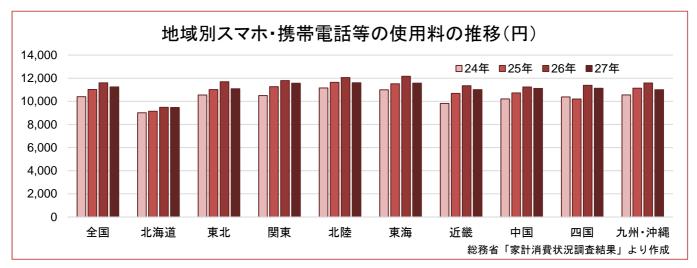


### 北海道以外は平均で1万円超

5月に発表された資料(※)などから、2人以上世帯における1世帯当たり1ヶ月間平均の、スマホや携帯電話等の使用料の推移を地域別にまとめると、下グラフのとおりです。

全国平均では24年以降は1万円を超え、26年までは増加傾向にありました。27年の数字は1~3月の平均ですが、減少に転じていま

す。地域別にみると、東海や北陸、関東での使用料が多い傾向です。特に北陸と東海では、26年に1万2000円を超えました。一方、北海道はいずれの年も1万円未満と少ない傾向です。ちなみに地域別に平均使用料を求めると、東北、関東、北陸、東海、九州・沖縄が1万1000円台、近畿、中国、四国が1万円台、北海道が9000円台となりました。



### 都市の規模別では大差なし

次に、都市の規模別に上記の使用料の推移をまとめると、右表のとおりです。どの規模でも1万円を超えています。地域別のように9000円台や1万2000円台という使用料はなく、金額の差が少ないことがわかります。

都市の規模別スマホ・携帯電話等の使用料の推移(円)

	24年	25年	26年	27年
大都市	10, 474	11, 270	11, 803	11, 403
中都市	10, 264	10, 870	11, 571	11, 282
小都市A	10, 475	10, 952	11, 564	11, 315
小都市B・町村	10, 428	10, 940	11, 252	10, 738

総務省「家計消費状況調査結果」より作成

スマホの普及率は今後も高まり、利用者も増えることでしょう。その一方で、サービスや 料金体系が多様化し始めており、今後は使用料がどう変化するか、注目したいところです。

#### (※)総務省「家計消費状況調査結果」

ここで紹介した数字は上記調査結果の各年のデータから抽出したものです。

この調査は、全国を地方別都市階級別に層化し、合計3,000の調査地点(国勢調査調査区)を抽出。各調査地点から10世帯を選定して、合計約30,000世帯を対象としたものです。地域や都市の規模区分の詳細は、次の総務省のページでご確認ください。http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.htm

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前に取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

			2015年7月
$\bigcirc$ I	<u>1.</u>	所得税の予定納税額の減額申請	お仕事備忘録
	2.	労働者死傷病(軽度)報告の提出	
	3.	健康保険・厚生年金の「被保険者報酬	州月額算定基礎届」提出
	4.	中元の発送、暑中見舞い状の送付	
		夏季休暇にまつわる諸業務	
1			

#### 1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

#### 2. 労働者死傷病(軽度)報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1~3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

#### 3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4~6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。 今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

### 4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します(配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう)。万が一遅くなってしまった場合は7月16日~立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。

さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

### 5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前に取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無(ある場合は日程)の把握をしておきましょう。また社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

- ◆防犯・防火対策
  - →専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。
- ◆郵便など配達物の扱い
  - →郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせてみましょう。
- ◆休暇中に出勤する社員の把握
- ◆社員の休暇中の連絡先の把握
  - →緊急連絡に備えておきましょう。



2015.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	友引	●社会保険の算定基礎届の提出(~7月10日) ●所得税の予定納税額の減額申請(~7月15日)
2	木	先負	
3	金	仏滅	
4	±	大安	
5	日	赤口	
6	月	先勝	
7	火	友引	小暑
8	水	先負	
9	木	仏滅	·
10	金	大安	<ul> <li>●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(6月分)</li> <li>●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付(1~6月分)</li> <li>●一括有期事業開始届(建設業)届出</li> <li>●労働保険の年度更新</li> <li>●社会保険の算定基礎届の提出</li> <li>●継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第1期分)※口座振替を利用しない場合</li> </ul>
11	土	赤口	
12	日	先勝	
13	月	友引	
14	火	先負	
15	水		●所得税の予定納税額の減額申請 ●高年齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
16	木	赤口	
17	金	先勝	
18	土	友引	
19	日	先負	
20	月	仏滅	海の日
21	火	大安	
22	水	赤口	
23	木	先勝	大暑
24	金	友引	
25	土	先負	
26	日	仏滅	
27	月	大安	
28	火	赤口	
29	水	先勝	
30	木		●健康保険・厚生年金保険料の支払(6月分)
31	金	先負	●所得税の予定納税 (第1期分) ●労働者死傷病報告書の提出 (休業日数1~3日の労災事故[4月~6月]について報告) ●固定資産税 (都市計画税) の納付 (第2期分) ※市町村の条例で定める日まで